

東京都市大学 柏門技術士会 細則
[2019年3月1日施工]

第1章 総則

第1条 会則第32条の規程によりこの細則を定める。

第2条 この細則の制定及び変更は、理事会において承認されるものとする。

第2章 会員

(会員)

第3条 本学の卒業生若しくは在校生で、技術士、技術士補、修習技術者のいずれかの資格を有し、本会の入会を希望する者で、第4条に従い、本会の入会を申込んだ者を会員として登録する。

2 本学の卒業生又は在校生で、本会の目的に賛同し本会の入会を希望した者を、理事会の承認のもと、会員として登録することができる。

(入会)

第4条 本会の入会を希望する者は、入会申込書に所要事項を記入し事務局に提出するものとする。

2 会員は所要事項に変更が生じた場合、変更事項を記載し事務局に届けなければならない。

(名簿管理)

第5条 会員名簿は、本会事務局に保管する。

(名簿提供)

第6条 会員名簿は、会員相互のネットワークを構築し、交流、研鑽に有効に活用する為に会員の要請により写しを提供する。ただし、会員の個人情報を守る為に如何なる非会員の組織及び個人にも公開しないものとする。

(退会)

第7条 退会を希望する会員は、その旨を事務局へ届けるものとする。

2 事務局は、退会者を理事会に報告すると共に、会員名簿に退会を記録し、抹消は行わないものとする。

(除名)

第8条 本会の名誉を傷付け、又は秩序を乱し、又は本会の目的に反する行為を行ったと認められた会員は、理事会の決議によって本会から除名し、会員の資格を失う。

(会費)

第9条 会費は次の通りとし、郵便振込または銀行振り込みを原則とする。ただし、最高顧問及び顧問は会費を徴収しない。

会員種別		年額 (円)
個人会員	技術士で70歳未満	5,000円
	技術士で70歳以上 (フェロー会員)	1口以上 (1口 1,000円)
	技術士補、修習技術者	無料
賛助会員		1口以上 (1口 1,000円)
特別会員		無料

※年齢は、会計年度末における満年齢とする。

※納付した会費は、退会等による返却は行わない。

第3章 事務局

第10条 会則第29条の規程により、事務局を下記に置く。

住所 〒158-8557 東京都世田谷区玉堤1丁目28番1号 東京都市大学 工学部 都市工学科事務室

第11条 事務局は、総会及び理事会に関する事務、各委員会の調整・運営支援、金員の収納・保管・財務関係、一般経理のほか、一般庶務に関する事項を処理する。

第4章 会務分掌その他

第12条 会務を円滑に推進するため、下記の委員会を設け、会務の分掌事項を定める。

- 2 下記の分掌事項以外、もしくは下記の分掌事項であっても特定事項を推進する目的で、理事会の承認のもと、委員会の傘下に実行委員会を設置することができる。委員長は次期総会において設置と活動内容を報告するものとする。

委員会名	分掌事項
総務委員会	会則、細則の制定・変更の原案作成、会員名簿・顧問名簿の管理、総会及び理事会に関する一切の事項、事務局に関する一切の事項、その他各委員会活動の支援
広報委員会	会報誌の作成・発行、ホームページの運営管理、会員への広報活動
教育委員会	特別講義（ケーススタディ）の実施、その他の教育と指導に関する企画と運営
企画渉外委員会	見学会、講演会、研究会等、他の委員会に属さない事項の企画・運営並びに本学、日本技術士会、大学技術士会連絡協議会、その他の関連組織との交流と情報交換
試験支援委員会	技術士制度のガイダンス及び特別講義の実施、その他の技術士資格取得に関する企画と運営

第13条 委員長は会長の指名により理事から選出し、その結果を理事会に報告するものとする。

2 委員は、委員長の推薦を受けた会員とし、委員長はこれを理事会に報告するものとする。

第14条 委員長は、業務遂行上必要あるときは、委員の中から副委員長を指名することができる。

2 委員長は、委員会の所掌事務を統括する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長不在のときはこれを代理する。

第15条 委員長は、委員会の活動計画を作成し、理事会の承認を得るとともに活動結果を理事会において報告するものとする。

第16条 理事以外の委員は、委員長の指示により、理事会で委員会の活動内容を報告することができる。

第17条 委員長及び委員の任期は2年とする。ただし、次期総会までは継続して職務を遂行するものとする。また、再任を妨げない。

第18条 委員会は委員長が召集する。

第19条 委員長は委員会出席者に対し、交通費を支払うことができる。

(金額は理事会において別途定めるものとする。)